

大阪府市のエネルギー関連施策について

参考資料2

目的	エネルギー関連施策	施策の概要
1. 住民の安全確保等	(1) 温暖化対策条例	
	【府】大阪府温暖化の防止等に関する条例	「地球温暖化」と「ヒートアイランド現象」の防止のため、エネルギーを多量に使う事業者に温暖化対策の計画・報告を義務付け、大規模建築の建築主に環境配慮計画の届出を義務付ける。
	【市】大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例	低炭素社会の構築のため、本市・事業者・市民の責務と再生可能エネルギーの導入等、温室効果ガスの排出抑制を推進するための必要な事項を定めている。本市の区域内にエネルギーを供給している事業者については、「本市に対し温室効果ガスの排出抑制等を推進するために必要な情報提供に努めなければならない。」としている。
	(2) 太陽光パネル設置に係る助成事業	
	【府】太陽光パネル設置に係る初期費用軽減のための融資事業	金融機関との連携により、住宅用太陽光パネルを設置する場合に必要な資金を融資する制度を創設。府から金融機関に無利子貸付（預託）を行うことで、金融機関において、設置者に対する融資を行う。
	【市】市民・事業者との協働による地球温暖化対策推進事業	国の補助制度の再開にあわせて平成21年4月に創設した市独自の太陽光発電補助制度により、家庭・事業所における太陽光発電の普及を促進する。
	(3) 【府】太陽光パネル設置普及啓発事業	優良又は低額等で太陽光パネル設置を行える民間事業者を府が登録し、当該登録事業者を市町村を通じて自治会等に紹介することにより自主的なパネル設置を促進。併せて府、市町村の支援施策をPR。
	(4) 公共施設における創エネ・省エネ	
	【府】府営住宅における太陽光パネル・LED照明の設置	府営住宅において、屋上に太陽光パネル、共用部等にLED照明を設置し、新エネルギーの活用に取り組むとともに、府民へ省エネ型ライフスタイルの転換をアピール。
	【府】都市インフラを活用した新エネルギー政策の推進	まとまった空間を有する下水処理場や公園の都市インフラを活用し、民間企業の資金とノウハウを活かして太陽光発電等の新エネルギー事業を運営するとともに、新エネルギー社会に関する啓発と学習の促進、新エネ技術向上への貢献など多様な効果発揮を目指す。
	【市】市施設への太陽光パネル設置の推進	大阪市が保有する施設において、地球温暖化対策に資するため太陽光パネルの設置を促進する。
	(5) 道路照明のLED化	
	【府】道路照明のLED化	LED道路照明は既存照明に比し電力消費が半分以下になるなど維持コストが低く、長期的にはメリットがあるものの、一括更新には多額の初期導入費用が必要になるため、府では、LED化により想定される電気代等削減コストを原資とし、リース方式を活用して既存予算の枠内で早期に府管理道路照明灯のLED化を達成する。
	【市】生活道路照明灯LED化の推進	早期の省エネルギー化を推進するため、生活道路照明灯のうち、特に消費電力の高い水銀灯は平成24年度、ナトリウム灯は平成32年度までにLED化を実施。
	(6) 【府】中小企業に対する省エネ設備導入等電力需給対策貸付事業	中小企業者で構成される事業協同組合、商店街振興組合などに対して省エネ・新エネ・自家発電等の設備を設置しようとする場合に初期費用を抑えるために府及び（独）中小企業基盤整備機構が長期・低金利で融資を行う。
	(7) 【市】夢洲1区メガソーラー事業	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲1区に民間事業者によるメガソーラー設置を進めており、平成25年度中の完成をめざしている。
(8) 【市】生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験	生ごみやバイオガスのより効率的な利活用に関する検討を進めるため、分別収集した生ごみの性状を確認するとともに、下水処理場の既設の消化槽に生ごみを投入することによる影響を確認するため、生ごみを下水汚泥と共にバイオガス化させる実験を行う。	
(9) 【市】スマートハウスの普及促進		
エコ住宅普及促進事業	環境配慮住宅の普及促進のため、断熱性能、緑地、太陽光発電等のハード基準を満たすとともに、省エネナビ等の居住者の環境意識を高める設備を有する住宅の建設・改修計画を認定し、住宅の購入・改修等にかかる融資に対する利子補給を行う。なお、24年度暫定予算においては、利子補給の新規受付を停止中。	
先導的エコ住宅プロポーザル	太陽光発電や蓄電池等を導入した住宅の普及促進を図るため、プロポーザル方式により土地売却を行う。	
(10) 【市】見える化機器を活用した省エネルギー行動の促進	毎日の消費電力量と省電力対策によるCO2削減効果を確認できる「見える化機器」を導入して市民に貸し出すことにより、市民の省エネ行動を促進し、家庭部門での地球温暖化ガス排出量の削減を図る。	

目的	エネルギー関連施策	施策の概要
2. 安定供給 (持続可能性)	(1) 【府】 コージェネレーションシステム稼働支援事業	休止中の事業用コージェネレーションシステム（これに類する高効率な自家発電システムを含む）について再稼働を支援し、自立・分散型電源の設置を促進するとともに、電力の供給力の強化を図る。
	(2) 【市】 咲洲地区スマートコミュニティ実証事業	鉄道軌道空間上に自営網（電力線・熱導管）を整備し、施設や駅などを結びエネルギーネットワークを構築し、熱・電気などのエネルギーマネジメントシステムの技術開発を進め、スマートコミュニティの実現を推進する。
	(3) 【市】 エネルギー供給拠点等に関する調査	エネルギー供給拠点として、天然ガスを利用した最新の火力発電（コンバインドサイクル発電）の施設設置について、原料調達の確実性や立地条件などの調査、及びメガソーラーなどを加えたエネルギー供給拠点と需要地とのネットワーク化についても調査。
	(4) 【市】 区役所への蓄電池等の設置	区役所における防災拠点業務実施のための最低限の非常用電源を整備するため、耐震化未完了区役所（5か所）へ太陽光パネル付き蓄電池及び非常用発電機を設置する。
3. コスト競争力、 リスク回避	(1) 【府】 夢洲・咲洲エリア等でのスマートコミュニティ実証の展開	夢洲・咲洲エリア等において、企業・研究機関等と連携しながらスマートエネルギー関連技術実証を展開し、イノベーション創出を図る。
	(2) 【市】 咲洲地区スマートコミュニティ実証事業	鉄道軌道空間上に自営網（電力線・熱導管）を整備し、施設や駅などを結びエネルギーネットワークを構築し、熱・電気などのエネルギーマネジメントシステムの技術開発を進め、スマートコミュニティの実現を推進する。
4. エネルギー産業 の育成	(1) 【府・市】 関西イノベーション国際戦略総合特区	総合特別区域法に基づく国際戦略総合特区として、平成23年12月22日に国から指定。特に医療、エネルギー分野において、実用化、市場づくりをめざしたイノベーションを生み出す仕組みをつくることで、大阪・関西経済の再生につなげていく。
	(2) 【府・市】 大阪 新エネルギーフォーラム	平成25年1月22日～25日、蓄電池や再生可能エネルギー等について国内外の交流を促進し、新エネルギー産業のビジネスチャンスの拡大に繋げる国際会議・展示商談会「大阪 新エネルギーフォーラム 2013」を開催する。
	(3) 【府】 都市インフラを活用した企業技術支援事業	創エネ、省エネ、蓄エネ分野において、技術としては確立しているものの長期間の実使用等による評価がなされていない技術・製品について、府が保有する都市インフラを実証の場として提供し、導入・運用・評価を行う。併せて、高い評価を得た技術・製品は、様々な媒体を活用して広くPRし、府内ものづくり企業の技術力を活かした新たなエネルギー社会の構築を目指します。
	(4) 【市】 人工光合成研究拠点整備	人工光合成を活用した新たな循環型クリーンエネルギーの研究開発を加速するため、民間企業等との共同研究に必要な施設を整備する。
	(5) 【市】 水・環境技術の海外プロモーション	大阪市 水・環境ソリューション機構を通じた上水道、下水道、環境技術を持つ本市と大阪・関西企業の官民連携の強化により、海外水・環境問題の解決、ならびに大阪・関西経済の発展に貢献する
	(6) 【市】 成長産業チャレンジ支援事業	「環境・エネルギー」や「健康・医療」分野への参入に挑戦する中小企業を対象に「新技術・製品の実現可能性検証」、「研究開発プロジェクト推進」、「製品の試験導入」の経費を補助し、企画・開発から実用化、製品導入まで一貫支援する仕組みを整備することで、中小企業の成長をサポートする。